



— ご存じですか? —

国民年金保険料免除・納付猶予制度

国民年金第1号の被保険者は、毎月の保険料を納める必要があります。収入の減少や失業等によって保険料を納めることが困難になった場合、保険料を未納のままにしておくと、将来の年金（老齢年金）や障がい、死亡といった不測の事態が生じたときに「障害年金」、「遺族年金」を受け取ることができない場合があります。

そのような状況を防ぐため、被保険者本人が申請することで保険料が「免除」または「猶予」される制度があります。

①免除（全額免除・一部免除）制度

本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合に保険料が全額または一部免除されます。なお、一部免除の場合は減額された保険料を期限内に納めなければ「未納」期間扱いになります。

②納付猶予制度

50歳未満の人で、本人、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合に保険料の納付が猶予されます。

◆制度の対象となる所得の基準

前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること。

区分	計算式
全額免除・納付猶予	(扶養親族等の数+1) × 35万円 + 32万円 (※1)
3/4 免除	88万円 (※2) + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
半額免除	128万円 (※3) + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
1/4 免除	168万円 (※4) + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

(※1)、(※2)、(※3)、(※4)は、令和2年度以前はそれぞれ22万円、78万円、118万円、158万円

◆申請方法

令和4年度の免除・納付猶予の申請は、7月から受付を開始し、令和4年7月分から令和5年6月分までの期間を対象として審査が行われます。

年金手帳をお持ちのうえ、役場保険健康課国保年金係または直方年金事務所 ☎ (22) 0891 など最寄りの年金事務所で申請してください。

※失業特例により、前年度までに失業した人の所得額を失業後の期間は0として審査することができます。

特例に該当する場合は、「離職票」または「雇用保険受給資格者証」などの写しが必要です。

免除期間の保険料は、後から納めることができます

保険料の免除、納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。これを補うために、10年以内であれば後から保険料を納めること（追納）ができ、納めると年金額は減少しません（老齢基礎年金を受け取っている人は追納できません）。

※免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料に一定額が加算されます。



65歳以上の公的年金等所得に係る住民税は 「年金特別徴収」

公的年金などの所得に係る個人住民税（町民税・県民税）は原則、年金からの天引き（特別徴収）となります。対象者は、翌年度以降の住民税も年金特別徴収が原則となります。

～年金特別徴収

Q & A

Q

疑問

公的年金からの特別徴収の対象者は？

A

答え

年金特別徴収の対象者は、令和4年4月1日現在65歳以上の公的年金受給者で、前年中の年金所得に係る住民税の納税義務がある人です。ただし、「介護保険料が年金から特別徴収されていない人」「徴収される住民税が対象となる年金の額を超える人」などは対象になりません。また、年金特別徴収は本人の希望による選択ができません。

Q

疑問

公的年金収入のほかに、給与所得と不動産所得があります。
公的年金以外の所得に係る住民税も年金から特別徴収されるのですか？

A

答え

年金から特別徴収されるのは、公的年金などに係る個人住民税です。給与所得や不動産所得など、公的年金以外の所得に係る住民税は、給与からの特別徴収または普通徴収（納付書や口座振替）による納付となります。

Q

疑問

初めて年金特別徴収となります。納付方法はどのようになりますか？

A

答え

特別徴収を開始する最初の年度は、年税額の2分の1に相当する額を、第1期（6月）・第2期（8月）に普通徴収（納付書や口座振替）で納付します。残りの2分の1に相当する額は、10月・12月・2月の年金から特別徴収となります。

（例）令和4年度の年税額が6万円の場合

期（月）	納付方法	税額
第1期（令和4年6月）	普通徴収（納付書または口座振替）	15,000円
第2期（令和4年8月）		15,000円
令和4年10月	特別徴収（年金から天引き）	10,000円
令和4年12月		10,000円
令和5年2月		10,000円